

都市公園法に規定する公園施設について

森山ふれあい公園内に設置することができる公園施設は、諫早市緑化公園条例第19条第2項の規定により準用される都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則の規定により、公園の効用を全うするため当該公園に設けられる以下の表に記載する施設となります。

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰たな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚釣場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 リハビリテーション用運動施設 その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー室その他これらに類する工作物	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生体園 野鳥観測所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体又は気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 古墳 城跡 旧宅 その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史又は学術上価値の高いもの	飲食店（風営法に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。） 売店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預かり所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 発電施設 （風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設及びこれらに類するものに限る。） その他これらに類するもの	展望台 集会所 食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫 耐震性貯水槽 放送施設 情報通信施設 ヘリポート 係留施設 発電施設 延焼防止のための散水施設

○諫早市緑化公園条例（平成17年条例第193号）（抄）

第19条（略）

- 2 法及びこれに基づく命令並びに第11条から第17条までの規定は、森山ふれあい公園の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「都市公園」とあるのは、「森山ふれあい公園」と読み替えるものとする。

○都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（定義）

第2条（略）

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
 - (1) 園路及び広場
 - (2) 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
 - (3) 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
 - (4) ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - (5) 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - (6) 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - (7) 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
 - (8) 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

○都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）（抄）

（公園施設の種類）

- 第5条 法第2条第2項第2号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生ふ、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第2条第2項第3号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第2条第2項第4号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第2条第2項第5号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール

場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

(1) 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

(2) 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

6 法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設は、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7 法第2条第2項第8号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。)、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第31条第8号において同じ。)その他これらに類するものとする。

8 法第2条第2項第9号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

○都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)(抄)

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第1条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第5条第7項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

(1) 風力発電施設

(2) 太陽電池発電施設

(3) 燃料電池発電施設

(4) 前3号に掲げる発電施設に類するもの

(災害応急対策に必要な公園施設)

第1条の2 令第5条第8項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。